

スポーツ科学委員会規則

(総則)

第1条 この規則は、一般社団法人日本ボクシング連盟(以下「本連盟」という。)定款第41条に基づく専門委員会組織規則(以下「組織規則」という。)第7条第5号のスポーツ科学委員会(以下「本委員会」という。)について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、アマチュアボクシングが安全に円滑に行われるために必要なスポーツ科学の知見の提供や支援を行う。また、スポーツ科学分野から、ナショナルチームの選手強化、コンディショニングなどのサポートを行い、アマチュアボクシングの発展・普及などに寄与するための諸活動を行うことを目的とする。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の諸活動を行う。

- (1) 選手の科学的なサポートやトレーナー派遣に関すること
- (2) ボクシング競技の戦略や戦術に関すること
- (3) 選手のコンディショニングに関すること
- (4) 各種トレーニングの情報や指導に関すること
- (5) スポーツ 科学に関する講習会に関すること
- (6) ボクシング競技の研究に関すること
- (7) スポーツ科学の情報提供や啓発に関すること
- (8) 日本ボクシング連盟の ICT (情報通信技術) 活用の推進及び情報資産の集積・形成に関すること
- (9) その他、スポーツ科学に関すること

(構成)

第4条 本委員会の委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1~3 名
- (3) 委員 若干名 専門的知識や学識経験を考慮して選任する。
- (4) 部員 若干名 卓越した実務経験を考慮して選任する。

(委員選出)

第5条 組織規則第5条第1項の規定にかかわらず、副委員長、委員及び部員は、前条に基づき委員長が所管事項について専門的知識、実務経験を有する者や学識経験者から選出する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第7条 部員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(活動費)

第8条 委員長は、年間活動計画及び予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

- ・ この規則は平成25年4月1日から施行する。
- ・
- ・ この規則は令和3年12月29日より施行する。